

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
2	都市公園に設置できる施設に関する規制緩和	国土交通省	1～8
3	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	国土交通省	9～10
4	既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、階段基準を住宅と同じ基準に見直し	国土交通省	11～12
36	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和	国土交通省	13～14
40	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化	国土交通省	15



# 地方分権：関係省庁ヒアリング資料

---

1

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課

平成28年8月4日

○都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設



レクリエーション



生物多様性の確保



都市の防災性の向上



豊かな地域づくりに資する交流

# 都市公園に設置可能な「公園施設」

○都市公園に「公園施設」として設置可能な施設は、都市公園法第2条第2項に、都市公園の効用を全うするために設けられる一定の施設と規定されている。

## 都市公園法第2条第2項

この法律において、「公園施設」とは、**都市公園の効用を全うするため**当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

## 都市公園法施行令第5条(抜粋)

5 法第2条第2項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
- 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

(略)

- 8 法第2条第2項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

## 児童福祉法に基づく児童館の都市公園への設置例①

○児童福祉法に基づく児童館が都市公園内に設置されている事例は、複数の都市で存在する。これらの施設は、子どもが安全に楽しく遊び過ごすとともに、地域の子育て支援の場として利用されている。

## 都市公園内に設置されている児童館の事例

都市名	都市公園名	施設名	施設設置主体	公園施設としての位置づけ
北海道札幌市	円山公園	円山西町児童会館	札幌市	集会所
4 富山県射水市	県民公園太閤山ランド	富山県こどもみらい館	富山県	教養施設
愛知県長久手市	愛・地球博記念公園	愛知県児童総合センター	愛知県	教養施設
三重県松阪市	中部台運動公園	三重県立みえこどもの城	三重県	教養施設
広島県広島市	東雲本町公園	東雲児童館	広島市	集会所
山口県山口市	維新百年記念公園	山口県児童センター	社会福祉法人	遊戯施設、集会所

※上記は、既存資料等により当課で把握できた事例を掲載しており、全国網羅的に調査を行ったものではない

## 三重県立みえこどもの城(三重県)

施設開設年 平成元年  
 都市公園名 中部台運動公園  
 公園面積 約46.0ha (運動公園)  
 公園管理者 三重県松阪市

### 【施設の概要】

イベント運営・参加体験型の施設として、プレイ  
 ルームや工作体験を楽しむアーススペースなどを  
 備える県立の大型児童館。  
 ひろくさまざまな遊びを通じて子どもたちの健全な成長  
 を助け、世代を超えた交流の機会を提供する施設  
 として活用。

### 【都市公園法上の位置づけ】

都市公園法第5条により、教養施設として設置許  
 可。



## 円山西町児童会館(札幌市)

施設開設年 平成7年  
 都市公園名 円山公園  
 公園面積 約68.8ha (総合公園)  
 公園管理者 北海道札幌市

### 【施設の概要】

市の児童会館として、子どもの遊び場や育  
 ての交流の場を広く市民に提供する施設として  
 活用。

### 【都市公園法上の位置づけ】

都市公園法第5条により、集会所として設置  
 許可。



## 都市公園内に地縁団体が施設を設置している事例①

○地縁団体が都市公園内に施設を設置している事例は、複数の都市で存在する。これらの施設は、地域住民等の会合等の場として活用され、世代間の交流や多様な主体の交流の場となるなど、地域におけるコミュニティ形成に寄与している。

都市公園内に地縁団体が施設を設置している事例

都市名	都市公園名	施設名	施設設置主体	公園施設としての位置づけ
仙台市	燕沢公園	燕沢公園集会所	地縁団体	集会所
さいたま市	寿能公園	寿能2丁目自治会館	地縁団体	集会所
横浜市	港南台北公園	港南台北公園集会所	地縁団体	集会所
神戸市	住吉川公園	魚崎郷清流プラザ	地縁団体	集会所
岡山市	大供西公園	野田一丁目南公会堂	地縁団体	集会所
広島市	別所公園	別所第一区集会所	地縁団体	集会所
北九州市	金鷄公園	泉台公民館	地縁団体	集会所

## 魚崎郷清流プラザ

施設開設年 平成13年  
都市公園名 住吉川公園  
公園面積 約1.3ha (近隣公園)  
公園管理者 神戸市

### 【施設の概要】

魚崎地区全体の活動拠点として、複数の自治会を構成団体とする運営委員会により、河川沿い公園である住吉川公園の一角に設置。各種会議、イベントの拠点となっている他、地域の健康診断、文化サークル活動など幅広い形で利用されている。

### 【都市公園法上の位置づけ】

都市公園法第5条により、集会所として設置許可。



## 野田一丁目南公会堂

施設開設年 平成4年  
都市公園名 大供西公園  
公園面積 約0.3ha (街区公園)  
公園管理者 岡山市

### 【施設の概要】

地域住民のコミュニティの場として公園内に設置。公園愛護委員会の活動の拠点となるほか、地元のイベント等にも利用されている。

### 【都市公園法上の位置づけ】

都市公園法第5条により、集会所として設置許可。



